

産業雇用安定助成金のご案内

令和4年10月1日制度改正
産業雇用安定助成金の支給や助成の対象が拡大しました

産業雇用安定助成金とは

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方**の事業主に対して、一定期間の助成を行う。

- ★ 対象：雇用調整を目的とする出向。また、出向元・出向先ともに雇用保険の適用事業所であること。その他要件がございます。詳細については山梨労働局訓練室へお問い合わせください。
- ★ 前提：雇用の維持を目的とする助成制度のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くこと。

出向運営経費

出向元事業主及び出向先事業主が負担する賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費など**出向中に要する経費の一部を助成します。**

| | 中小企業 | 中小企業以外 |
|-----------------------|-----------|--------|
| 出向元が労働者の解雇などを行っていない場合 | 9/10 | 3/4 |
| 出向元が労働者の解雇などを行っている場合 | 4/5 | 2/3 |
| 独立性が認められない事業主間の出向の場合 | 2/3 | 1/2 |
| 上限額(出向元・出向先の計) | 12,000円/日 | |

出向初期経費

労働者を出向により送り出す事業主・受け入れる事業主に対して、就業規則や出向契約の整備費用、教育訓練や備品の整備など**出向の成立に要する措置を行った場合に助成します。**

| | 出向元 | 出向先 |
|--------|-----------------|-----|
| 助成額 | 各10万円/1人当たり(定額) | |
| 加算額(※) | 各5万円/1人当たり(定額) | |

※一定の要件を満たした場合加算があります。
独立性の認められない事業主間の出向の場合は出向初期経費は支給されません。

NEW

令和4年10月1日の改正内容

①支給期間の延長：出向者1人あたりの支給期間を延長します。

最長1年(365日)



最長2年(730日)

延長される期間は令和6年3月31日までです。

延長希望の3か月前から前日までの間に「**延長届**」の提出が必要です。なお、令和4年11月30日までに延長届を提出した場合は、事前に届け出たものとして取り扱います。支給期間の延長には、引き続き売上高や生産量などの生産指標が一定以上減少しているか(出向元)、雇用量が一定以上減少していないか(出向先)などの**要件が延長届の提出時とその6か月後に審査**されます。令和4年10月1日時点で1年を超えて引き続き出向を実施している労働者は令和4年11月30日までに延長届を提出すると、**さかのぼって支給**されます。※**出向計画提出時と生産量要件が一部異なりますのでご注意ください。**

②支給対象労働者数の上限撤廃：支給対象労働者数上限を一部撤廃します。

出向元・出向先ともに
最大500人まで※出向元事業所に限り
上限撤廃

※1年度あたり

資本的・経済的・組織的関連性など、独立性が認められない事業主間で実施される出向はこれまでどおり最大500人までです。

③出向復帰後の訓練(off-JT)に対する助成：新設

出向元事業主が、出向から復帰した労働者に対して、出向で新たに得たスキル・経験を**ブラッシュアップ**させる訓練(off-JT)を行った際に、訓練に要する経費と訓練期間中の賃金の一部を助成します。

経費助成：実費(1人あたり上限30万円)

賃金助成：1人1時間あたり900円(上限600時間)

※出向から復帰後3か月以内の訓練開始や、訓練期間は6か月以内などの要件があります。

※出向復帰後訓練を行う場合は、訓練開始日前日までに「**復帰後訓練計画**」の提出が必要です。なお、令和4年11月30日までに訓練計画を提出した場合は、事前に届け出たものとして取り扱います。

▶産業雇用安定助成金の申請・お問い合わせ先

山梨労働局職業安定部訓練室
〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11
☎055-225-2861

詳細は産業雇用安定助成金ガイドブックでご確認いただけます。



在籍型出向支援の詳細はこちら